

(同) 東 亜 外 諸 國	通 計	(五・三九)	(二・四六)	(一・一三)	(四・二二)	(七・二)	(三・一)
印度、セイロン、ニギニア、ブライタニア、ニューカレドニア		(五・〇九)	(一・三九九)	(一・〇八三)	(二・六七四)	(七・四九)	(三・九一)
豪洲、新西蘭、ニギニア、ブライタニア、ニューカレドニア		(一・七五)	(五・三六)	(五・九九)	(六・三五)	(七・五七)	(三・九一)
本邦 総輸移出額	計	(一・〇〇)	(二・六一〇)	(一・八〇八)	(四・二一〇)	(三・九九)	(五・一六三)
本邦 総輸移入額	計	(一・〇〇)	(二・〇〇)	(一・〇〇)	(二・〇〇)	(二・〇〇)	(二・〇〇)
第一 輸移入國別貿易額表							
國 名	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	昭和一五年
(同) 本邦植民地	六五	五五五	五一九	一・〇一〇	一・七六	一・二四七	一・二四七
(同) 本邦植民地	(八・二)	(一・四・四)	(一・六・六)	(三・一)	(三・〇・六)	(二・九・九)	(二・九・九)
(乙) 東 亞 諸 國	(一・七四)	(五・四五)	(一・五・〇)	(一・八・一)	(二・一・八)	(三・九・八)	(三・九・八)
關東州及滿洲國	(三・三)	(一・六・六)	(一・二・九)	(二・九・四)	(三・九・九)	(四・六・八)	(四・六・八)
支那(香港を含む)	(七・六)	(二・一)	(一・四・八)	(一・六・六)	(一・〇・四)	(一・一・二)	(一・一・二)
其の他の東亞諸國	(一・〇・八)	(九・三)	(四・〇)	(四・三)	(二・一・七)	(五・二)	(五・二)
(同) 東 亞 外 諸 國	(一・〇・二)	(一・六・八)	(四・九六)	(三・七)	(二・七)	(二・九六)	(二・九六)
通 計	(五・三・七)	(一・四・二)	(四・九六)	(七・八)	(七・二)	(七・一)	(七・一)
本邦總輸移入額	(一・七九四)	(一・〇・七)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)

備考 東亞諸國中大正二年及昭和四年統計關東州及滿洲國中には滿洲國を含まず。右は支那の中に包含せらる。同年報一四〇頁—一四二頁参照。

第三節 滿洲國との條約交渉

第一款 概 説

昭和六年九月十八日滿洲事變の結果は昭和七年三月一日滿洲國建設となつたが滿洲國は其の建國宣言に於て建國の目的たるや多年の支那統治下に於て在滿蒙諸民族が蒙りたる禍亂より脱却し一に順天安民の趣意に依り王道樂土を建設するにありとした。從て新國家領土内に居住する者は種族の分別なく、原有の漢族、滿族、蒙族、日本、朝鮮の各種族は勿論、其他の國人と雖も長久に居留を願ふ者は亦平等の待遇を享くことを得となし、又「其の對外政策は信義を尊重し力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は遵守を敬謹せざることなし。其の中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿蒙新領土内に屬するものは、皆國際慣例に照し、繼續承認し、其の自ら我が新國境内に投資して商業を創興し利源を開拓することを願ふもの有れば、何國に論なく一律に歡迎し、以て門戸開放機會均等の實際を達せむ」と述べた。其後同年三月十二日付外交總長謝介石の名を以て建國宣言の趣意を諸外國に通曉せしむる爲め滿洲に領事を派遣して居た日、英、米、佛、蘇、獨、奧、白、丁、伊、蘭、ポーランド、チエツコ、葡、ニストニア、ラトヴィア、リツニア等十七ヶ國に新國家の成立の旨を通すると共に、(一)國際法規、慣例に從ひ國際正義を尊重すること、(二)中華民國が負へる條約上の義務は之を繼承すること、(三)諸外國人の滿洲國領域内に於ける既得権は侵害することなきは勿論、其の生命、財産は完全に保護すること、(四)諸外國人の滿洲に來住することを歡迎し、各民族に對しては平等公正なる待遇を與ふること、(五)列國との通商貿易を容易ならしむること、(六)外國人の滿洲國に於ける

經濟活動に關しては廣く門戸を開放するの主義を遵守することを通告した。越えて同年九月十五日には新京に於て日本議定書が調印せられたが、同議定書第一項に於ては「滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約、協定其の他の取極及公私契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし」と諸條約及既得權の尊重に付明確に規定し、第二項に於て「日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及存立に對する脅威たる事實を確認し兩國共同して國家の防衛に當るべきことを約す、之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす」と日滿共同防衛に付規定するところがあつた。

斯くて滿洲國は昭和七年（大同元年）三月一日の建國宣言により一方列國民の待遇に對し機會均等門戸開放の主義を尊重すべきことを言明し、列國の同情を獲得せんことを努むると共に、他方國內に於ける治安の確保並に法令及裁判制度の整備に依り、外交交渉を以て支那と列國との間の諸條約により束縛を受くるところの法權稅權に關する片務的規定より脱却せんとの方針を採用することとなつた。先づ關稅に付ては建國當初は昭和六年（民國二十年）の支那國定關稅を其の儘踏襲したりしも、其後之を公平妥當ならしむる爲め昭和八年（大同二年）七月及昭和九年（康德元年）十一月の二回に亘り改正を施し毛織物、釘、農業用及採礦用機械器具、電氣材料、棉質、硫黃、ペインント、セメント、瓦、建築材料（以上第一次）、綿絲布、清酒、扇子、傘、ゴム靴、新聞用紙、メリヤス肌衣類、浴布、食卓用籠詰、果實、屑鐵（以上第二次）に對し稅率を引下げ、又は無稅となし、更に前記第一次及第二次關稅改正並に康德二年（昭和十年）十二月の關稅改正により棉質糟、棉質、飼料、棉花、バルブ、パラフイン・ワックス（以上第一次）、木材、石炭、牛肉、毛製品、畜產品（以上第二次）、鐵、銅及其の製品、コールタール分餾物等に對し輸出稅を減免することとした。其の結果現在輸出稅の存在するものは僅に人參、甘草、栗、蕎麥、豆類、毛皮、獸毛、胡麻其の他種均對米爲替相場二〇・二五仙見當であつた。

上記の如く滿洲國は其の獨立後漸次支那の關稅制度より分離するに至りしにより昭和八年五月日支關稅協定滿期後支那に於て見たるが如き排日的高關稅の實施なく、又國幣を邦圓に「リンク」せる結果、支那に於て見たるが如き通貨の大暴落を免るゝことを得た。爾後其の經濟的發展は本邦よりの絶大なる政治的經濟的支持により堅實に躍進した。昭和十年には北滿鐵路の買收あり之れが爲め南北滿洲との經濟關係は統一せられ日滿經濟關係は密接不可分となつた。加之其の後滿洲國は日滿經濟「ブロック」の見地より本邦の對外通商政策に追従するに至つた。例へば日本が昭和七年七月二十日加奈陀に對し、又昭和十一年六月二十五日濠洲に對し通商擁護法を發動せしめたる場合に滿洲國は小麥、小麥粉、木材、牛脂等に對して輸入許可制度を採用したが、之を加奈陀及濠洲よりの輸入物品に適用し其の輸入を制限禁止することとした。又本邦同様諸外國との貿易に互惠求償政策を採用し、右政策の下に昭和十一年四月三十日獨逸國との間に最高額一億圓に上る獨逸產品の輸入を目的とする求償協定が締結せられ、更に昭和十三年五月五日を以て伊太利との間に一億五千萬リラ（約三千萬圓）を基準とする求償協定が締結せられた。蓋し獨伊兩國との間

の間に先づ互惠求償協定が締結せられたるは政治上の理由もあるが、兩國に於ては輸出入貿易の統制を強化せるが爲め右の如き求償協定を締結するに非ざれば、貿易の増進を計ることを得ざりし爲めである。

前記滿洲國建國宣言中に於て支那が負へる條約上の義務は之を繼承し誠實に履行することを述べたるを以て外國人が條約上有する治外法權は其の儘之を尊重するの外なかりしも、建國後特に法典の編纂、裁判所制度の完備に努力するところあり、昭和十一年七月五日には愈々其の準備整ひたるを以て先づ日滿間に治外法權撤廢に關する條約調印せらるゝに至つた。同條約により日本國臣民は全滿洲國領土に於て居住、營業、及土地所有に關し完全なる内國民待遇を附與せらるゝと同時に身分法以外の事項に付ては全然滿洲國裁判所の法權に服從することゝなつた。更に日本政府は同條約の規定により鐵道附屬地に關する行政權をも滿洲國の爲めに拠棄した。斯くて滿洲國に於ては、本邦が曾て明治三十二年の陸奥條約改正により本邦内地を外國人に開放せる以上に日本國臣民に對し自由なる制度を採用するに至つたのである。又日本國以外の外國人と雖も若し從來に於ける條約上の特典を拠棄し、且つ其の本國に於て滿洲國民及其の貨物に對し完全なる最惠國待遇を與ふる限り、所謂「平等公正の待遇を與ふ」べき一般原則により、右日本國臣民に附與せると同様、内地開放の利益を附與すべき意向であつた。

第二款 滿洲國に於ける貿易情勢

上記の如く滿洲國は建國以來比較的低率なる支那舊關稅を踏襲し、且つ其後適當なる修正を加へたるが故に、其の賦課關稅平均稅率は次表に示す如く低落の一途を辿ることゝなつた。尤も次表所載の如く滿洲國に於ける關稅平均稅率が漸次低落するに至つた原因は、滿洲に於ける物價が漸次騰貴するに至つたにも拘らず、支那に於けるが如く關稅率算定の基礎に金單位を採用し又本邦に於けるが如く通貨の下落に應じ從量附加稅を設くることなかりしが爲めにも依

るのである。

第十二表 滿洲國に於ける關稅收入額及其の平均負擔率比較表

年 次	輸入額(百萬圓幣)	關稅收入額(百萬圓幣)	關稅負擔率(%)
昭和九年(康德元年)	五九四	(決算額) 內 〔輸出稅六九・九 八六二〕内 〔輸出稅一二・三 其の他四〇二〕	一四・五
一〇年(〃 二年)	六〇四	(同 右)	(一四・四)
一一年(〃 三年)	六九二	(同 右)	一三・六
一二年(〃 四年)	八八七	(豫算額)	一〇・五
一三年(〃 五年)	一二・七五	(同 右)	九六・四
一四年(〃 六年)	一・八一六	(同 右)	七・六
備 考 康徳元年關稅收入額は同會計年度たる七月より翌年六月迄分、康徳二年に付ては同會計年度たる同年七月より十二月迄分とし、同三年度以降は一月より十二月迄分とす。依て假に康徳二年に於ける關稅收入額は之を倍額として計算し之れを括弧にて示して置いた。	一〇七・五	五・九	

今如何に滿洲國が建國後飛躍的經濟發展を遂げたるやに付記述し置かん。元來滿洲國の領域は百三十萬三千平方糎に上り、日本本土の約三倍半、又略々歐羅巴に於ける獨逸、奧太利、チエツコ、佛蘭西の領土を合算したるものに相當するのである。(日本の特別行政權に服した南滿洲鐵道舊附屬地は約三百平方糎であり、又直接日本の領土主權に服する關東州租借地の面積三千五百平方糎である。) 右廣大なる滿洲の地域は日露戰爭前後より日露兩國に於て其の南北より開發に從事し、鐵道の敷設、礦山の採掘等盛んに行はれ始め、之に從業する爲め年々支那本土よりの數百萬の労働者去來することゝなつたが、内年約百萬人平均支那人は滿洲に殘存居住することゝなつた。此の情勢は滿洲國建設後日本よりの投資益々盛んとなると共に一層其の勢ひを助長した。之が爲め滿洲に於ける人口、耕地面積、及其

の對外貿易額は他に類例なき程度に飛躍的發展を示した。例へば、之れが開發の原動力と見るべき南滿洲鐵道の全輸送量は明治四十年に於て百三十萬八千噸、大正八年には六百五十二萬九千噸、昭和二年には千六百七十一萬八千噸、昭和四年には千八百五十六萬三千噸に増加した。滿洲事件發生前の昭和五年には千五百十九萬三千噸に減少し、事變後は、一般世界不況を尻目に其の回復目覺ましく、殊に、治安の回復と共に再び、非常なる増進振りを示した。即ち、昭和八年には千七百十一萬四千噸、昭和十一年には二千十二萬千噸、昭和十二年には二千二百四十八萬八千噸、昭和十三年には二千五百十八萬六千噸に激増した。之と同時に滿洲建國後南滿洲鐵道會社の經營に委任された北滿鐵道を含む國鐵線の全輸送量は昭和八年に八百六十六萬二千噸なりしものが、昭和十三年には五千二百三十一萬四千噸に躍進した。滿洲國に於ける外國貿易額の飛躍は一層顯著なるものが、昭和四年には五千二百七十萬海關兩、明治四十三年には一億七千百萬海關兩、大正二年には二億八千九百萬海關兩なりしものが、歐洲大戰後の大正八年には四億四千三百萬海關兩、大正十四年には五億五千七百萬海關兩、昭和四年には七億五千五百萬海關兩（邦貨換算十億五千二百萬圓）に激増した。其後滿洲に對する支那の排日氣勢の浸潤及世界不況の影響により昭和六年には六億八千四百萬海關兩（邦貨換算四億八千三百萬圓）、昭和七年には六億五百萬海關兩（邦貨換算九億六千四百萬圓）、昭和十年には十億一千五百萬國幣、昭和十二年には十五億三千八百萬國幣、昭和十三年には二十億國幣、昭和十四年には六十億五千百萬國幣に躍進した。尤も、上記滿洲國の貿易躍進振りは他に類例なく日本の夫れをも凌駕するものなるが、右は國幣採用後の滿洲國に於ける物價の激騰振りに原因するところも多い。依て試みに物價指數を以て調整するも其の増進振りは日本の夫れを凌駕せることは次の如くである。

第十三表 日滿貿易累年比較表

年 次	滿洲國		日本	
	輸出額 (百萬圓)	輸入額 (同上)	輸出額 (百萬圓)	輸入額 (同上)
明治四十一年	（一九〇七年） （一九〇〇年）	（一九〇八年） （一九〇〇年）	（一九〇九年） （一九〇〇年）	（一九〇九年） （一九〇〇年）
大正二年	（一九一三年） （一九一九年）	（一九一四年） （一九一九年）	（一九一四年） （一九一九年）	（一九一四年） （一九一九年）
大正八年	（一九一九年） （一九二五年）	（一九二〇年） （一九二五年）	（一九二〇年） （一九二五年）	（一九二〇年） （一九二五年）
大正十四年	（一九二五年） （一九三一年）	（一九二六年） （一九三一年）	（一九二六年） （一九三一年）	（一九二六年） （一九三一年）
昭和二年	（一九三二年） （一九三三年）	（一九三三年） （一九三四年）	（一九三三年） （一九三四年）	（一九三三年） （一九三四年）
昭和六年	（一九三六年） （一九三七年）	（一九三七年） （一九三八年）	（一九三七年） （一九三八年）	（一九三七年） （一九三八年）
昭和十四年	（一九四〇年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）
康德五年	（一九三八年） （一九三九年）	（一九三九年） （一九四〇年）	（一九三九年） （一九四〇年）	（一九三九年） （一九四〇年）
康德七年	（一九四〇年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）	（一九四一年） （一九四一年）

備考

一、滿洲國輸出入額中一九〇七年以降一九一九年迄は Second Report on Progress in Manchuria to 1930 所載海關兩を一・五八にて國幣に換算したるもの、一九三〇年以降はダイヤモンド社統計年鑑所載のものに據る。

二、滿洲國物價指數に付一九三六年以降は新京に於ける大同二年（一九三〇年）平均を一〇〇とするものより計算す。但し括弧内の計數は支那に於ける一九三三年の物價指數一六三を一〇〇として換算せるものとす。

三、日本の物價指數は大正三年七月の物價を一〇〇とせるものとす。

四、日本に於ける括弧内計數は臺灣朝鮮を合算せるものとす。

次に滿洲に於ける貿易對手國の推移を見るに明治四十一年即ち滿洲、支那相互間貨物の輸出入に付輸入税の附加なかりし時代に於ては支那は日本を凌駕し、日本の三千萬海關兩なりしに對し四千萬海關兩を示した。然るに大戰後の昭和四年になると本邦と滿洲との輸出入額は輸入關稅上不利ありしに拘らず日本は既に支那を凌駕し滿洲國總貿易額の三割四分を占むることとなつた。更に滿洲國獨立後の昭和十二年には其の七割二分を占むるに至つた。而して輸入貿易のみに付て見れば日本の占むる比率の發達は一層顯著にして昭和四年には總輸入額の三割八分なりしものが、昭和十二年には七割一分、昭和十四年には七割九分の多きに達した。之れは滿洲國建設に必要な資材が主として日本より輸入せられたるが爲めである。滿洲國よりの輸出即ち滿洲國建設の果實とも云ふべきものに付ても日本は其の主位を占むることとなり、昭和四年には其の總輸出額中の三割二分、昭和十二年には其の四割三分、昭和十四年には其の五割五分の多きを示した。尤も斯くの如く滿洲建國後日本の占むる優越的地位が輸出の場合に於て輸入の場合の如く大ならざるは本邦に於て滿洲國生産物に對し何等特惠を與へざりしに對し、滿洲國は米、獨、伊等より生産資材を輸入し、又加奈陀、濱洲、印度等より小麥、羊毛、木材、棉花等の必需品を輸入するの必要ありしが爲め外貨獲得の目的を以て是等諸國に對し求償的輸出増進を計りたる爲めと認めざるを得ない。左

に滿洲に於ける對主要國貿易額比較表を示せば次の如くである。

第十四表 對主要國滿洲貿易比較表

第一 輸出入額比較表								
		國名	一九〇八年 (百萬海關)	一九一九年 (同上)	一九三七年 (百萬國幣)	一九三八年 (同上)	一九三九年 (同上)	一九四〇年 (八月迄上)
國	本	韓	三〇	一一六一	九〇四	一〇一〇四	一、八九七	一、四七七
華	民	國	一八	一八	八三	一〇六	一六六	一、一六
領	印	國	四〇	一九三	五六	一五三	一九三	一八二
太	太	港	三〇	一〇三	〇・〦一一	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六
合	合	度	一	一	一	一	一	一
第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉	第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉	度	一	一	一	一	一	一
他	他	國	一	一	一	一	一	一
計	計	逸	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
米	米	蘭	七	七	七	七	七	七
英	英	香	三六	一〇四	一〇一	六三	六三	六三
獨	獨	印	五七	一〇四	九一	一〇一	一〇一	一〇一
和	和	蘇	一二九	一四四	九一	一二三	一二三	一二三
伊	伊	朝	一五三三	一一〇〇〇	一一六五	一八八五	一八八五	一八八五
其	其	日	一〇一	七五五	八二九	八二九	八二九	八二九

第二 輸入額比較表

(兩百萬海關)	一九三九年
(同上)	一九四〇年
(同上)	一九四一年
(同上)	一九四二年
(同上)	一九四三年

朝日本鮮一四一
一三七
一三三
六二七
三九
九三六
五七
一四三八
一〇三
一一二九
五七

中華民國聯國港度度逸蘭利國他計		印領太の合
五三一	七一一〇一〇二二	三二七
三三〇	一六一九一〇一三一四一六〇一	一〇一
八八七	三五五八一二七一九四五四一三九	一
一一九五	三八三九二二〇一七三一二〇〇一	七一
一八一六	三四八七〇三五二一四〇三	〇一〇六
一一三〇	一九五〇四一〇四一	一〇四
一一三〇	一九四〇四一〇四一	一〇四

第三 輸出額比較表

本	名
一七	(兩百萬海關)
一一五	(同上)
一一五	(百萬國幣)
一一七	(同上)
一一八	(同上)
四五九	(同上)
三四八	(同上)

尤も日滿兩國に於て前記昭和六年九月の日滿議定書に規定する國防上より云ふも日滿經濟一如を達成すること必要なるを以て本邦側に於ても既に大正十四年六月十八日公布の法律第五十一號を以て關東州の生産物に對し輸入稅の低減又は免除に關する特例を設け、又大正二年以來鮮滿國境通過の輸出入貨物に對し支那との交渉により輸出入關稅に付三分の一の割引を協定し、又同時に三線連絡貨物に對し鐵道運賃割引制を實施し、更に昭和七年法律第三號を以て銑鐵關稅を一割五分に引上げたる際滿洲國に之を適用せざる目的を以て特別補償金交付の措置を講じた。加之外國との條約改正交渉に於て滿洲國よりの生産物に對しては出來得る丈け特遇を與ふるの餘地を講じた。昭和十五年の議會に於ては滿洲を目的とし關稅定率法第三條ノ二として特別規定を設け勅令を以て隣接地方より輸入せらるゝ貨物に對

し特惠關稅を設け得べきことゝしたが、右に基き昭和十六年八月五日勅令第八〇號を公布し、同八月七日より同勅令附屬甲號所載滿洲國生產の玉蜀黍、蕎麥、大豆、小豆、大豆油、炭化水素油、パルプ、コークス、アルミニューム、マグネシユーム、木材、木炭等十八品目を免稅することゝし、乙號表所載關東州產の玉蜀黍、蕎麥、豆類、生果、落花生油、獸脂、大豆、硬化油、甘草、阿膠、ゼラチン、苛性曹達及苛里、曹達灰、硫酸曹達、ブローム加里、アニリン染料、綿織物、黃麻布、ガンニード・セメント、煉瓦、硝子板、特殊鋼、船舶等二十四品目に對しては輸入稅を免除し、又丙號表所載關東州產牛肉に對し減稅規定を設け、同時に前記大正十四年法律第五十一號は之を廢止することゝした。

太平洋戰爭勃發後同關稅定率法第三條の二に基き昭和十八年六月三十日支那より輸入の小麥、蠶豆、落花生等を無稅品とし、粟、ヘヤーネット等の減稅を行ひたることは既に述べたる通りなるが、右減稅を滿洲國及關東州生產物に對しても之を適用することゝした。更に昭和十九年四月三十日を以て日滿間に於ける關稅を撤廢し、右輸出入の調整は單に兩國に於ける輸出入許可令の運用及統制手數料の徵收によることゝした。日滿間に關稅同盟を締結し滿洲國に對し本邦と同一の關稅定率法を適用し、以て兩國間に於ける關稅障壁を撤廢することは豫てから考へられてゐたが、戰爭下に於ては暫行的に上記措置を採りたるものと思考せらるゝのである。

滿洲國に於ける貿易對手國中日本以外に於ては支那が蔚然其の頭角を現し居るは當然の次第である。然るに其の占むる比率が明治四十一年に於て三割八分なりしものが、昭和四年には二割六分、昭和十二年には僅に一割に、更に昭和十四年には九分に激減した。右は滿洲國獨立の爲め支那及滿洲國は双方に於て關稅障壁を設定するに至りたる當然の結果と云へ其の滿洲國より支那への輸出超過額が漸次減少することは支那より滿洲國への出稼勞働者に對する賃銀の決済を困難ならしむるものなるに付等閲視するを得ない。即ち滿洲國は支那に對し昭和十二年乃至昭和十四年三ヶ

年間に於て毎年平均六千四百萬圓の輸出超過を爲し居るも、右にては上記多數の支那勞働者の入滿に對する賃銀の決済としては不充分なのである。蓋し滿洲國生產物の支那への輸入を容易ならしむる爲め支那をして滿洲國生產物に對し特惠關稅を設けしむることは必要である。又支那及滿洲双方の間に特惠關稅を設くることは滿洲國が過去に於て支那の領土の一部たりし關係上一般最惠國待遇の解釋上何等差支なきところである。尤も滿洲國より支那に多量の物資を送ることは必要なるところ太平洋戰爭後日本が物資を滿洲國に依存せざるべからざる程度益々强大となりたるに付支那より日本への物資供給に代へ滿洲より支那への供給物資額の減少となることも止むを得ざるものである。

滿洲國の貿易對手國中日本、支那以外に注意すべきは米國、獨逸、ソ聯の三國の夫れであつた。其の中米國は滿洲へ石油、鐵道材料、機械、小麥粉、木材、煙草等の重要な輸入國として常に機會均等主義の下に本邦が滿洲に於て特惠的位地位を得ることに付反對して來つたものである。然るに滿洲國より米國への重要輸出品たる大豆及大豆油に對し第一次歐洲大戰後米國は其の農產保護上高關稅を課するに至りたるが爲め滿洲國は常に米國に對し甚しき輸入超過國となつた。獨逸と滿洲國との貿易關係は獨逸に於て滿洲國大豆、大豆油の最大得意であつたが、滿洲國建設に要する資材の供給を獨逸に仰ぐに至りたる以後茲に相互依存の關係を生ずるに至つた。之が爲め日本は昭和二年七月二十日調印の日獨通商航海條約最終議定書第三號に於ては獨逸關稅定率法稅番第一百六十六號大豆油の稅率を百斤に付二・五「ライヒス・マルク」に据置くべきことを約し、又滿獨間に昭和十一年四月滿獨貿易協定の締結を見るに至つたのである。之が爲め兩國間の貿易は益々増進し、昭和四年には千六百萬國幣に過ぎざりしものが、昭和十二年には七千六百萬國幣、又昭和十四年には一億二百萬國幣に躍進するに至つた。尤も前記昭和十一年の滿獨協定に於ては獨逸の對滿輸入一億國幣に對し、滿洲國の對獨輸入二千五百萬國幣輸入を原則とし、其の差額は獨逸の對日輸入又は英貨を以て決済することゝなつた。其後締結の昭和十四年八月四日の修正協定に於ては前記一億國幣對二千五百萬國幣の限度を

超過する額に付ては一對一の求償主義を採用することに改めた。ソ聯との貿易は昭和四年には其の貿易額五千六百萬國幣の多きに達しソ聯は滿洲國總貿易額の七分を占めるに至つたが、右は主として昭和十年三月二十三日調印の北滿鐵道買收協定による買收資金の中滿洲國物資を以て支拂ひたる爲めである。其後ソ聯側に於て貿易統制を強化せるが爲め昭和十五年以後の貿易額は殆ど見るべきものがなし。

第四節 英本國との條約交渉

第一款 英國外國貿易一般情勢

英國に於ては第一次世界大戰後多大の犠牲を忍び大正十四年四月二十八日金本位に復歸したが、爾來對外貿易は徐ながら健全なる復活の一途を探つた。昭和四年に於ける英國總輸入額は五十四億舊米金弗に達し、世界總輸入額の一五・一%を占め、米國の一二・二%に對し第一位を維持して居た。然るに同年總輸出額は三十五億金弗にして世界總輸出額に對し一〇・七%を、又其の總輸出入額は九十億金弗にして世界總輸出入額の一三・〇%を占め、孰れも第一位を米國の五十二億弗、一五・六%、又は九十五億弗一三・八%に對し一步を譲ることとなつた。世界恐慌後の翌昭和五年以後に於ては總輸出額に付ては依然米國に第一位を譲るも總輸入額及び總輸出入額に於ては米國を凌駕し、爾來第二次世界大戰に至る迄之れを維持した。併し乍ら右英國の占むる世界の總輸出入額上の第一の地位は其の有する比率に於て第一次世界大戰以後大に下降せることを注意せざるを得ない。即ち大正二年に於て英國は世界總輸出入額に對し一五・三%を占めたるものが、昭和元年には一四・三%に下降し、始めて米國の一五・二%に凌駕せられ、昭和五年以後に於ては第一位を回復し得たるも、爾後最高の昭和十一年に於て一四・二%を、最低の昭和七年に至つた。

金本位離脱以後磅貨の外國爲替相場は約三割方の下落を來したるに付英國は輸出貿易上有利の地位に立つに至りたるが更に輸入を制限せんが爲め傳統的自由貿易主義を拠棄し昭和六年十一月二十日に過剩輸入品關稅法を公布し奢侈品及不必要品と認めるものに對し從價五割の關稅を課し、同三十日には園藝產物輸入關稅法を公布し、殊に昭和七年三月一日には「インボート・デュテイス・アクト」を制定し一般外國輸入品に對し全面的に從價一割の關稅を課し、又英國產業保護の必要あるときは政府は關稅委員會の決議により議會の事後承諾を以て隨意に關稅を引上げ得ると共に英國產品の輸出保護上必要ある場合には諸外國との間に互惠協定により之れを引下げ得ることとした。又同年四月龜に暫行的に輸入額を減少せしむる目的を以て公布したる過剩品輸入稅法を廢止したるも右に代へ「インボート・デュテイス・アクト」により關稅委員會の決議を經て同稅法所載貨物の大部分に從價三割三分三厘の附加稅を課